

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.012

処 分 名	自衛消防組織を設置すべき旨の命令
処 分 の 概 要	自衛消防組織を置かなければならない防火対象物において、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の5第3項
処 分 基 準	◎自衛消防組織を置かなければならない防火対象物において、自衛消防組織が置かれていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第8条の2の5第3項 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。